

レクリエーション施設利用券の利用回数について

組合員及び被扶養者(本組合にて組合員証等が発行されている方)が利用出来るレクリエーション施設利用券は、利用回数に制限があり、施設区分ごとに1年度内(4月1日～3月31日)1人1回が利用限度となっておりますが、映画館(施設区分68)及び日帰り温泉(施設区分69)については、1年度内1人3回を限度とします。

なお、利用回数を超えた場合、または、利用資格のない方が利用した場合は、助成金額の返還請求を行いますので、ご利用の際は十分にご注意ください。

利用券の使用可能な施設については、「共済事業のあらまし」又は共済組合ホームページ(最新情報)のレクリエーション施設一覧表にてご確認ください。

